

(平成25年2月6日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認福島地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	6 件
厚生年金関係	6 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	1 件
国民年金関係	1 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間②の標準報酬月額に係る記録を15万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 46 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 10 年 3 月 20 日から同年 4 月 1 日まで  
② 平成 10 年 4 月 1 日から同年 8 月 1 日まで

私は、平成 10 年 3 月 20 日から A 社に勤務していたが、オンライン記録では、厚生年金保険の被保険者資格取得日が同年 4 月 1 日となっているので、申立期間①について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

また、申立期間②について、ねんきん定期便に記載されている厚生年金保険料額は、私が所持している給与明細書の保険料控除額と相違しているので、標準報酬月額を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、申立人は、当該期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間②の標準報酬月額については、申立人から提出され

た給与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、15万円とすることが妥当である。

なお、事業主が当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

申立期間①について、申立人から提出された給与明細書により、申立人がA社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、事業主の回答により、当該事業所における厚生年金保険料控除は当月控除であり、申立人が所持する平成10年3月の給与明細書によれば、給与から厚生年金保険料は控除されていないことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場（適用事業所名は、A社。現在は、C社D事業所）における資格取得日に係る記録を昭和40年5月31日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年5月31日から同年6月1日まで

私は、昭和32年4月にA社に入社し、同社は41年4月にC社と合併したものの、平成10年3月に退職するまで継続して勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

C社から提出された申立人に係る人事台帳及び雇用保険の加入記録から判断すると、申立人は、申立てに係る事業所に継続して勤務し（A社E工場（現在は、C社F事業所）から同社B工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、前述の人事台帳において確認できる発令日が昭和40年3月21日となっており、申立人は、申立期間において、A社B工場に勤務していたと認められることから、申立人の同社同工場における資格取得日は、同社E工場における資格喪失日と同日の同年5月31日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B工場における昭和40年6月の社会保険事務所（当時）の記録から、3万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料

及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和40年12月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年3月4日から同年12月1日まで

私は、昭和40年2月頃にA社本社に入社し、その後、A社と同一グループ会社のB支店に転勤したものの、46年5月頃に退社するまで、同グループ会社に継続して勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社の承継事業所であるC社から提出された人事配属表、雇用保険の加入記録及び複数の同僚の記憶から判断すると、申立人は、申立てに係るグループ会社に継続して勤務し（A社からD社に転籍）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人と同様に、申立期間当時、申立てに係るグループ会社に採用され、同グループ会社のB支店に異動したとする複数の同僚は、「当初、給与は、採用された本社から支給されていたと思う。」と述べていることから、申立人のA社における資格喪失日は、D社における資格取得日と同日の昭和40年12月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和40年2月の社会保険事務所（当時）の記録から、2万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか

否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B店における資格喪失日に係る記録を昭和38年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年9月6日から同年10月1日まで

私は、昭和38年3月頃にA社に入社し、同社B店に配属された。その後、同社C店に転勤したが、継続して勤務していたので申立期間が未加入期間となっていることに納得できない。

申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社の回答及び複数の同僚の記憶から判断すると、申立人は、申立てに係る事業所に継続して勤務し（A社B店から同社C店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、A社D店及び同社E店から同社C店に転勤した複数の同僚には厚生年金保険の加入記録に空白期間は無く、昭和38年10月1日に同社同店で被保険者を資格取得しているところ、当該複数の同僚は、「C店開店準備のため昭和38年8月頃に転勤した。開店までの期間の給与は、転勤前の支店から支給されていた。」と述べていることから、申立人に係る申立期間の給与は、同社B店で支給され、厚生年金保険料も控除されていたと推認でき、申立人の同社同店における資格喪失日は、同社C店における資格取得日と同日の同年10月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B店における昭和38年8月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万4,000円とすること

が妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和53年10月2日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を15万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和30年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年9月30日から同年10月2日まで

私は、昭和53年4月1日にB社のグループ会社であるA社に入社し、C業務に従事した。勤務地及び業務内容に変更は無く、54年7月15日まで継続して勤務していたので、申立期間が未加入期間となっていることに納得できない。

申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険の加入記録及び複数の同僚の記憶から判断すると、申立人は、申立てに係るグループ会社に継続して勤務し（A社からB社に転籍）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、オンライン記録によれば、申立人と同様に、昭和53年9月30日にA社で被保険者資格を喪失し、同年10月2日にB社で被保険者資格を取得した同僚は、「昭和53年10月になってから転籍した。」と述べている上、同社は、同年10月2日に厚生年金保険の適用事業所となっていることが確認でき、申立人は、同社において同日に被保険者資格を取得していることから、申立人のA社における資格喪失日は、B社における資格取得日と同日の同年10月2日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和53

年8月の社会保険事務所（当時）の記録から、15万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格喪失日に係る記録を昭和36年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年5月31日から同年6月1日まで

私は、昭和36年2月13日から同年9月13日まで、A社（現在は、C社）に勤務していたが、厚生年金保険の加入記録に1か月の欠落がある。申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

C社の回答から、申立人は、申立期間において、A社に継続して勤務していたことが認められる。

また、C社の総務担当者は、「当社は、当時の状況を確認できる関係資料を保管していないが、申立人と同様に当時の複数の社員に同一期間の厚生年金保険被保険者期間の欠落が生じていることを既に把握している。このことについては、当時の事務担当者が、厚生年金保険被保険者の資格喪失日を誤って届け出たものと考えられる。また、申立期間の厚生年金保険料を給与から控除していたと思われる。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、A社は、昭和36年6月1日に厚生年金保険の適用事業所となっていることから、申立人は、本来、同日まで同社B工場において被保険者資格を

引き続き有すべきものである。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B工場における昭和36年4月の社会保険事務所（当時）の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の資格喪失日を昭和36年6月1日とすべきところ、誤って同年5月31日と届け出たことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る同年5月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 40 年 5 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 5 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 40 年 5 月まで

私は、国民年金制度が始まった昭和 36 年 4 月に国民年金に任意加入し、国民年金保険料を納付していたはずなので、申立期間について、記録を訂正してほしい。

(注) 申立ては、申立人の子が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の子の妻は、「私は、結婚当初に義母から国民年金に任意加入することを勧められた。その際、義母自身の国民年金は最初から納付していると話していたので、義母は、国民年金制度が始まった昭和 36 年 4 月から国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していたと思う。」と述べている。

しかしながら、申立人に係る国民年金被保険者名簿によれば、申立人は、昭和 40 年 6 月 21 日に国民年金に任意加入したことが確認できる上、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、前述の国民年金被保険者名簿によれば、申立人に係る老齢基礎年金の裁定請求は、申立人の夫が平成 7 年 6 月 2 日に行っていることが確認できることから、申立人の夫は、当該裁定請求時において、申立期間が未加入期間であったことを承知していたものと推認できる。

さらに、申立人に代わって申立てを行った申立人の子は、申立期間に係る国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に関与しておらず、当時の具体的な状況を確認することができない。

加えて、申立期間は 50 か月と長期間である上、申立人が、申立期間につい

て国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。